

# 山地番・耕地番解消作業に関するお知らせ

更新日 平成29年5月8日

広島県においては、明治以来、宅地、農耕地等の耕地に1番から順に地番（耕地番）が付されましたが、山林、原野等の山間地にも同様に1番から順に地番（山地番）が付されたことにより、同一大字（地番区域）内の耕地と山間地に同一の地番が付されるという、いわゆる重複地番が多数存在している実情にあります。

法務局では、政府が推進する「IT新改革戦略」及び「電子政府推進計画」に基づき、不動産登記情報等を、インターネットを利用して、お客様が自宅又は事務所のパソコンで確認することができる登記情報提供制度や登記所間において、土地・建物に関する登記事項証明書（以前の登記簿謄本）の交付請求を、相互にすることができる登記情報交換サービスや、従来書面により行っている申請・届出をインターネットを利用して行うことのできるオンライン申請制度などの各種行政サービスを展開しているところですが、これらのサービスを利用する際、お客様が重複地番の存在を知らずに誤って地番を入力してしまったり、物件入力ができないなどのトラブルが多数発生しています。

そこで、広島法務局では、皆様の不動産に関する権利を保全し、取引の安全・円滑を図るため、それぞれの地番区域に存する山地番の地番変更を実施し、重複地番を解消させていただきますので、御理解と御協力をお願いします。

作業の詳細は、CHAPTER1 市町別作業実施区域の各ページをご覧ください。

## CHAPTER1 市町別作業実施区域

広島市

[中区（解消済み）](#)

[東区](#)

[南区（解消済み）](#)

[西区（解消済み）](#)

[安佐南区](#)

[安佐北区](#)

[安芸区](#)

[佐伯区](#)

[呉市](#)

[竹原市](#)  
[三原市](#)  
[尾道市](#)  
[福山市](#)  
[府中市](#)  
[三次市](#)  
[庄原市](#)  
[大竹市（解消済み）](#)  
[東広島市](#)  
[廿日市市](#)  
[安芸高田市](#)  
[江田島市（解消済み）](#)  
[府中町（解消済み）](#)  
[海田町](#)  
[熊野町（解消済み）](#)  
[坂町（解消済み）](#)  
[安芸太田町](#)  
[北広島町](#)  
[大崎上島町（解消済み）](#)  
[世羅町](#)  
[神石高原町](#)

## CHAPTER 2 山地番・耕地番に関する質疑応答集（Q & A）

[目次](#)

## CHAPTER 3 地番変更に伴う住所変更登記手続

[不動産住所変更登記申請書記載例](#)

[株式会社本店変更登記申請書記載例](#)

[株式会社代表者の住所変更登記申請書記載例](#)